

平成 28 年 6 月 17 日

各 位

会 社 名：ウインテスト株式会社
(コード：6721 東証第二部)
代表者名：代表取締役社長 奈良 彰治
問合せ先：専務取締役 樋口 真康
(TEL：045-317-7888)

第三者割当により発行される第6回および第7回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 17 日開催の取締役会において、当社が持つ高度な検査技術や画像処理技術、センサー技術、データ解析技術を応用した新たな事業戦略として、ロボット・電気自動車・IoT の成長分野への進出による収益基盤の構築を図ることを目的に、その事業資金としてM&A等の資金調達を行うため、以下のとおり、第三者割当により発行される第6回新株予約権及び第7回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

<第6回新株予約権に係る募集の概要>

| | |
|--|--|
| (1) 割 当 日 | 平成 28 年 7 月 4 日 |
| (2) 新 株 予 約 権 の 総 数 | 32,610 個 |
| (3) 発 行 価 額 | 5,184,990 円 (本新株予約権 1 個当たり 159 円) |
| (4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数 | 3,261,000 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株) |
| (5) 資 金 調 達 の 額 | 399,765,990 円 (差引手取概算額 396,265,990 円) (内訳) 新株予約権発行分 5,184,990 円 新株予約権行使分 394,581,000 円 |
| (6) 行 使 価 額 | 1 株当たり 121 円 |
| (7) 募 集 又 は 割 当 て 方 法 (割 当 予 定 先) | 第三者割当の方式により、全額をOakキャピタル株式会社に割り当てる。 |
| (8) そ の 他 | ①本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 159 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 ②本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |

<第7回新株予約権に係る募集の概要>

| | |
|--------------------------|--|
| (1) 割 当 日 | 平成 28 年 7 月 26 日 |
| (2) 新株予約権の総数 | 33,506 個 |
| (3) 発 行 価 額 | 5,260,442 円 (本新株予約権 1 個当たり 157 円) |
| (4) 当該発行による 潜在株式数 | 3,350,600 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株) |
| (5) 資 金 調 達 の 額 | 410,683,042 円 (差引手取概算額 406,983,042 円) (内訳) 新株予約権発行分 5,260,442 円 新株予約権行使分 405,422,600 円 |
| (6) 行 使 価 額 | 1 株当たり 121 円 |
| (7) 募集又は割当て方法 (割当予定先) | 第三者割当の方式により、全額をOakキャピタル株式会社に割り当てる。 |
| (8) そ の 他 | ①本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日 (以下「取得日」という。) の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 157 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 ②本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |

(注) 第7回新株予約権の発行は、平成 28 年 7 月 25 日開催予定の当社臨時株主総会において、当社定款第 2 章第 5 条に定めた発行可能株式総数を、現在の 10,000,000 株から 24,000,000 株に変更する議案が承認されること及び平成 28 年 7 月 1 日までに、総株主の議決権数の 10%以上の議決権を有する株主が、特定引受人 (会社法 244 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人をいう。以下同じ。) に該当する割当予定先による当該新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知 (以下「反対株主」という。) した場合には、当該臨時株主総会において当該新株予約権の発行に係る当社と当該特定引受人との間の同法 244 条 1 項に定める当該新株予約権の総数の引受けを行う契約 (以下、「総数引受契約」という。) の締結に関する議案が承認されることを条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社の現状について

当社は、半導体検査並びにフラットパネル・ディスプレイの自動検査装置のファブレスメーカーとして、主にデジタル家電向け半導体並びにフラットパネル・ディスプレイの自動検査装置を国内外の大手メーカーや研究開発機関へ提供してまいりました。

近年、世界における半導体設備投資額が減少し、デジタル家電はスマートフォンに置き換えられることにより、当社の主要顧客であった国内半導体メーカーの業績は悪化し、当社の業績もこの影響を大きく受けました。

そこで当社は数年前より、スマートフォン向け半導体分野への精力的な設備投資が続く台湾および中国に新たな商機を求め、現地の顧客ニーズに適合した LCD ドライバー IC 検査装置を開発するとともに、新たな顧客の開拓に注力してまいりました。

その結果、台湾の大手企業に当該検査装置が採用され、その後連続して追加受注を獲得するなど、一定の成果を上げてまいりました。このため当社は、現地の LCD ドライバー IC 検査ニーズに、より細やかに対応した装置機能の拡張オプションの開発や改善に努めるとともに、現地での積極的な営業活動を展開しております。

しかしながら、中国経済が減速に転じ、当社が注力する LCD ドライバー IC が使用されるスマートフォンやタブレット端末関連デバイスの需要が鈍化するとともに、デジタル家電関連デバイス市場の停滞感が強まってお

ります。また、現在、現地の設備投資計画の順延や見直しが相次ぎ起こり、当該顧客ニーズへの対応が想定以上に時間を要し、装置需要はあるものの、新規受注獲得の見通しが立てづらい状況が続いております。

(2) 新たな成長戦略 分析技術を人工知能化へと進化

当社は、こうした市場状況を踏まえ、抜本的な事業構造の改革と収益基盤の確立と事業拡大に向けた新たな成長戦略として、これまで半導体検査事業で培った当社の高度な検査技術や画像処理技術、高精度センサー技術、データ解析技術を応用し、今後の市場拡大が見込まれるロボット分野、電気自動車分野、IoT 事業分野などの成長分野へ新規参入し、以下の事業領域に取り組んでまいります。

① ロボット関連領域

平成 26 年より、慶應義塾大学や横浜企業支援財団と連携し、自重補償理論（重さのキャンセル）を応用した可搬機器の開発を行い、平成 28 年 3 月時点で小型プロトタイプを完成させることができました。今後、この技術を医療、介護や災害現場などで活用できる人力補助ロボットへの応用を目指し、事業化を計画しております。また、将来的には、AI（人工知能）やセンサー技術を組み合わせることにより、物流分野向けロボットの開発販売についても進めてまいります。

② 電気自動車関連領域

電気自動車は各 부품のコンポーネントの組み合わせで製造されております。既存事業で培った電子回路技術を生かし、電気自動車に必要な VCU（車体制御ユニット）や BMS（バッテリー制御装置）の開発、遠隔操作システムを研究開発型ベンチャー企業との協業、買収や資本業務提携などにより、開発・生産し、電気自動車メーカー等に提供することを計画しております。また、将来アジア市場を中心に GPS を利用した遠隔操作サービスを提供することも進めてまいります。

③ IoT 関連領域

太陽光発電システムの普及とともに、太陽光パネルの長期的な出力保証と経年劣化による性能低下が進んでいます。太陽光パネルは、シリコンなどの半導体で構成された太陽電池を使っています。当社は、半導体の検査で培ったセンサー技術とデータ解析技術を融合させ、太陽光パネルの発電効率を最適化し、安定的な売電収入に向けたサポート事業への進出を考えております。同事業への進出にあたっては、設置施工実績のある企業との協業、買収や資本業務提携などにより、事業シナジーを創出して進めていくことを計画しています。また、蓄積されたデータを基に AI（人工知能）を利用した分析サービスの提供についても進めてまいります。

<成長戦略推進の施策>

これまで培われた当社の技術を応用し、市場拡大が見込まれる成長分野への新規参入のため、本新株予約権の発行にて得られた資金約 772 百万円を用い積極的にシナジーの高い事業会社の M&A や資本・業務提携を実行してまいります。この成長戦略推進に係る M&A 等については、現在、情報端末関連事業、電動乗用車関連事業等を営む複数の候補先企業との交渉が進んでおり、この中には早期のクローリングが求められる、当社の成長戦略推進に極めて重要な案件が含まれております。

そこで当社は、早期に事業戦略である M&A 等に必要な資金を早急に調達するため、第 6 回新株予約権を現在の当社の発行可能株式総数と発行済株式総数の差の範囲で発行し、また、第 7 回新株予約権を、平成 28 年 7 月 25 日開催予定の当社臨時株主総会において、授權資本枠の拡大のための定款変更議案が、特別決議により承認されること及び平成 28 年 7 月 1 日までに、総株主の議決権数の 10% 以上の議決権を有する株主が、特定引受人に該当する割当予定先による第 7 回新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合には、当該臨時株主総会において第 7 回株予約権の発行に係る当社と当該特定引受人との間の総数引受契約の締結に関する議案が承認されることを条件に発行し、事業計画に沿って事業資金に充当いたします。また、これとともに、成長分野への新規参入におけるマーケティング費用等として 30 百万円を充当し、成長戦略を押し進めてまいります。

なお、M&A 等につきまして、現在、複数の協業先、候補先と交渉を行っておりますが、進展がありました

ら適時適切に開示いたします。

(3) 財務体質の強化の必要性

当社は、過去の会計年度において、9期連続の営業損失の計上、2期連続の営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。また、当社株式は、平成28年2月において時価総額（月間平均時価総額及び月末時価総額）が10億円未満となり株式会社東京証券取引所の上場廃止基準（上場時価総額）による上場廃止にかかる猶予期間に入りました。このため、当社には早期黒字化に向けた既存事業の建て直しと、新規事業による業容拡大が必要不可欠であります。今回の資金調達には、特に事業領域の拡大、成長事業分野への新規参入など、事業の多角化と成長戦略の推進による早期の黒字化及び自己資本の増強による財務体質の強化にも繋がると判断しました。

(4) 本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は、上述の事業の多角化と成長戦略の推進に必要な機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、複数の投資家候補の中から割当先を模索してまいりました。資金調達の方法としては、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達のスキームは、本新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。なお、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに銀行等からの借り入れ又は売掛債権のファクタリング等、別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

以上のことを総合的に勘案し、今回の本新株予約権の発行による資金調達を実行することを決定いたしました。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は121円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から6,611,600株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはないこと。
- ② 割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、これまで当社を含めた上場企業を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に関して、豊富な投資実績があり、失権なども発生していないことから、本新株予約権の払込みの確実性が極めて高いと考えることができ、また、引受け後の本新株予約権の行使についても早期に実施されることが期待できること。
- ③ 割当予定先であるOakキャピタル株式会社はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること
- ④ 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること。

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、6,611,600株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること。
- ② 本新株予約権の行使期間である2年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならないこと。

(5) 特定引受人との間の会社法244条の2第1項の契約の締結に関する監査等委員会の意見

平成28年6月17日開催の当社取締役会において監査等委員会は、当社の今後の成長戦略を推進するための資金使途に照らして資金調達の必要性があること、第7回新株予約権の発行条件は資金使途に照らして相当であって第三者機関の評価結果を踏まえて特に有利な条件での発行に該当していないこと、Oakキャピタル株式会社の投資実績、当社の事業モデル等に対する理解と当社との関係及びその保有方針にから同社は割当予定先として相当であること、その他法令上必要な手続が行われていることを踏まえて、会社法第244条の2第1項に規定する特定引受人に該当するOakキャピタル株式会社に対する本新株予約権の割当て及び同社との総数引受契約の締結は、適法かつ相当である旨の意見を表明しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

| | |
|-------------|---|
| ① 払込金額の総額 | 810,449,032円 (内訳) 第6回新株予約権の発行による調達額 5,184,990円 第6回新株予約権の行使による調達額 394,581,000円 第7回新株予約権の発行による調達額 5,260,442円 第7回新株予約権の行使による調達額 405,422,600円 |
| ② 発行諸費用の概算額 | 7,200,000円 (内訳) 本新株予約権公正価値算定費用 2,000,000円 弁護士報酬 1,000,000円 登録免許税 3,400,000円 その他諸費用 800,000円 |
| ③ 差引手取概算額 | 803,249,032円 |

- (注) 1. 本新株予約権の行使による払込みにつきましては、新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により変更される可能性があります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

| 具体的な使途 | 金額 | 支出予定時期 |
|-------------------------|--------|-----------------|
| 成長戦略推進に係る事業資金 | | |
| ① M&A等の資金 (第6回新株予約権) | 396百万円 | 平成28年7月～平成30年7月 |
| ② M&A等の資金 (第7回新株予約権) | 376百万円 | 平成28年8月～平成30年7月 |
| ③ マーケティング費用等 (第7回新株予約権) | 30百万円 | 平成28年8月～平成30年7月 |

- (注) 1. 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定であります。
2. 本新株予約権の行使による調達額(800百万円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、各資金使途に係る支出予定時期を調整するとともに経費の削減や銀行等からの借入れ、売掛債権のファクタリング等、別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

3. 第7回新株予約権の発行は、平成28年7月25日開催予定の当社臨時株主総会において、当社定款第2章第5条に定めた発行可能株式総数を、現在の10,000,000株から24,000,000株に変更する議案が承認されること及び平成28年7月1日までに、総株主の議決権数の10%以上の議決権を有する株主が、特定引受人に該当する割当予定先による第7回新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合には、当該臨時株主総会において第7回新株予約権の発行に係る当社と当該特定引受人との間の総数引受契約の締結に関する議案が承認されることを条件とします。
そのため、当該議案が臨時株主総会で否決された場合、上記調達資金は減少します。
かかる場合、手元資金若しくは借入金による充当又はM&Aについては株式交換による取得等を検討しますが、これらによっても資金が不足する場合には、上記の資金使途の金額の変更を含め、調達できた金額の範囲において、具体的に確保できた「成長戦略推進に係る事業資金」の①又は②に係る案件に関して、可能な範囲で充当する予定です。
4. M&A等の資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件のM&A等の案件成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成立した時点で、資金を充当する予定です。また、上記資金使途に充当するM&A等が行われない場合、自社での新規事業分野開拓のための投資に充当する予定ですが、当該状況が発生した場合は適時適切に公表いたします。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

成長戦略推進に係る事業資金

既述のとおり、当社は、これまで培った検査技術・画像処理技術・高精度センサー技術を応用し、新たな分野へ事業領域を拡大し、収益基盤を確立するため、当社の強みを活用することによりシナジー効果がある事業会社の買収、資本業務提携を進めてまいります。

そのため、本新株予約権の権利行使による増資等により得られた資金をM&A等の一部資金に充当し、得られる新たなリソース・技術を生かして、成長分野への新規参入など、成長戦略の推進による早期の黒字化を目指すため、成長が見込める分野への参入、収益基盤の強化、経営の安定化を図ります。また事業領域の拡大を図ることを目的に同業他社または事業シナジーがある企業との積極的な業務提携を行ってまいります。

この成長戦略推進に係るM&A等については、現在、半導体関連事業、情報端末関連事業、電気自動車関連事業等を営む複数の候補先企業との交渉が進んでおり、この中には早期のクロージングが求められる見通しの、当社の成長戦略推進に極めて重要な案件が含まれております。

そこで当社は、優先度の高いM&A等並びに成長分野への新規参入におけるマーケティングに必要な資金を早急に調達するため、第6回新株予約権を現在の当社の発行可能株式総数と発行済株式の差の範囲で本新株予約権を発行し、当該発行により調達した約396百万円を優先度の高い①M&A等に充当するとともに、第7回新株予約権を、平成28年7月25日開催予定の当社臨時株主総会において、当社定款第2章第5条に定めた発行可能株式総数を、現在の10,000,000株から24,000,000株に変更する議案が承認されること及び平成28年7月1日までに、総株主の議決権数の10%以上の議決権を有する株主が、特定引受人に該当する割当予定先による第7回新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合には、当該臨時株主総会において第7回新株予約権の発行に係る当社と当該特定引受人との間の総数引受契約の締結に関する議案が承認されることを条件に発行し、当該発行により調達した資金の一部376百万円を②M&A等の資金に充当するとともに、約30百万円を③成長分野への新規参入におけるマーケティング費用に充当いたします。

なお、M&A等を機に拡大する事業領域につきましては、これまで半導体検査事業で培った当社の高度な検査技術や画像処理技術、高精度センサー技術、データ解析技術の応用が可能であり、かつ、今後の市場拡大が見込まれる電気自動車分野、ロボット分野、IoT事業分野などの成長分野等を想定しております。

また、現在進行中の交渉に開示すべき進展があった場合は適時適切に開示いたします。

(3) 資金使途の合理性に関する考え方

今回の、本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の新規事業分野での事業展開を通じた、収益機会の拡大を実現していくとともに

に、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。

よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

4. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①第6回新株予約権

当社は、第6回新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した第6回新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーに依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の第6回新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成28年6月16日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート-0.3%）、ボラティリティ（67.7%）、本新株予約権に付された180%での当社の取得条項（当該条項の詳細は、「上記、1募集の概要 第6回新株予約権に係る募集の概要（8）その他①」に記載のとおり）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（第6回新株予約権は平成28年7月4日から平成30年7月3日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、第6回新株予約権1個の払込金額を159円（1株当たり1.59円）と算定いたしました。なお、第6回新株予約権に付された180%での当社の取得条項に関しては、株価が行使価額を上回っている場合にはただちに当社は取得条項を発動し、残存する新株予約権を取得することを想定しています。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、第6回新株予約権1個の払込金額を金159円（1株当たり1.59円）といたしました。また、第6回新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての第6回新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年6月16日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の121円と同額の121円といたしました。第6回新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、「平成28年7月期第3四半期決算短信（非連結）」を平成28年6月8日に公表し、その後形成された株価が直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均133円に対する乖離率は△9.02%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均133円に対する乖離率は△9.02%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均141円に対する乖離率は△14.18%となっております。

また、本日開催の当社取締役会にて監査等委員会より、「今回予定している資金調達は、下記の通り将来的に大規模な新株発行を伴う可能性がある。すなわち、当社の総議決権数は、64,287個（平成28年6月17日現在）であり、第6回新株予約権の行使により発行される新規発行株式3,261,000株及び第7回新株予約権の行使により発行される新規発行株式3,350,600株を合わせた6,611,600株に係る議決権66,116個の当社総議決権数に占める割合が102.85%（全部行使後において総議決権数に占める割合が50.70%）となる。このように、今回の資金調達スキームは、大規模な株式価値の希薄化につながる可能性がある。

一方で、当社の現況は、数年間にわたる厳しい経済環境及び事業環境が続き、業績の低迷による連続赤字と財務内容の悪化により、経営状態は厳しい状況にあり、加えて、平成28年2月において当社株式の時価総額（月間平均時価総額及び月末時価総額）が10億円未満となり、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準（上場時価総額）による上場廃止にかかる猶予期間入りしている予断を許さない状況下にある。しかしながら、当社の既存業務である半導体検査装置事業においては、装置需要の集中するアジア圏の顧客に対してこれまでにまとまった装置売上を上げてきており、今後も顧客の技術的要求に応え検査の高速化等の機能向上に向け研究開発を継続することにより、追加受注を獲得できることが予想される状況であること、及び当

社においては新たな収益の柱を構築するための成長戦略として事業の多角化を行うことが喫緊の課題であることも理解できる。

その上で当社の財政状態に鑑みると現状の手元資金では、上記の既存業務の研究開発等に係る必要資金については確保されているものの、成長戦略に基づいた新規事業展開のために現在交渉中であるM&A等を行う必要資金としては資金的に十分といえず、資金調達の必要性に迫られていることは十分理解できるところであり、更に、M&A等については、現在、複数の候補先企業との交渉が進んでおり、その中には早期のクローズングが求められる見通しの重要な案件が含まれており、資金調達の緊急性は高いと考え、下記の通り判断する。」旨の意見をj得ております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

②第7回新株予約権

当社は、第7回新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した第7回新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーに依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の第7回新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成28年6月16日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート-0.3%）、ボラティリティ（67.4%）、第7回新株予約権に付された180%での当社の取得条項（当該条項の詳細は、「上記、1募集の概要 第7回新株予約権に係る募集の概要（8）その他①」に記載のとおり）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（第7回新株予約権は平成28年7月26日から平成30年7月25日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、第7回新株予約権1個の払込金額を157円（1株当たり1.57円）と算定いたしました。なお、第7回本新株予約権に付された180%での当社の取得条項に関しては、株価が行使価額を上回っている場合にはただちに当社は取得条項をj発動し、残存する新株予約権を取得することを想定しています。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、第7回新株予約権1個の払込金額を金157円（1株当たり1.57円）といたしました。また、第7回新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての第7回新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年6月16日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の121円と同額の121円といたしました。第7回新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、「平成28年7月期第3四半期決算短信（非連結）」を平成28年6月8日に公表し、その後形成された株価が直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、第7回新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均△133円に対する乖離率は△9.02%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均133円に対する乖離率は△9.02%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均141円に対する乖離率は△14.18%となっております。

また、本日開催の当社取締役会にて監査等委員会は、本新株予約権の発行価額は信頼のjおける第三者機関が算定した結果に基づき決定していること及び行使価額を含む発行条件及び算定方法について不合理的な点

はなく適正であると認められることから、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第6回新株予約権の行使により発行される株式数は3,261,000株（議決権の数は32,610個）となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数6,429,400株（議決権の数は64,287個）に対して50.72%（議決権の総数に対する割合は50.73%）の割合で希薄化が生じることとなります。

また、第6回新株予約権の行使により発行される株式数3,261,000株（議決権の数は32,610個）及び第7回新株予約権の行使により発行される株式数3,350,600株（議決権の数は33,506個）を合わせた株式数は6,611,600株（議決権の数は66,116個）となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数6,429,400株（議決権の数は64,287個）に対して102.83%（議決権の総数に対する割合は102.85%）の割合で希薄化が生じることとなります。

本新株予約権の発行による希薄化の規模に関しましては、「5. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先の本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針である旨の表明を割当予定先から受けていること、また、当社株式の直前1年間の1日当たりの平均出来高169,089株に対して、第6回新株予約権の行使により発行される株式数3,261,000株を本新株予約権の行使期間2年間で均等に株式を売却していくと仮定した場合、1日当たりの売却株式数は約6,655株となり、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高の3.94%程度であることに加えて、第7回新株予約権の行使により発行される株式数3,350,600株を加えた場合でも1日当たりの売却株式数は約13,493株となり、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高の7.98%程度にとどまることから、当社株式の株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものであり、流通市場へ大きな影響を与えるものではないと考えております。

以上のことから、本新株予約権の発行による資金調達、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものであり、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

5. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

| | | | |
|-----------------------|---|----------|----------|
| (1) 名 称 | O a kキャピタル株式会社 | | |
| (2) 所 在 地 | 東京都港区赤坂8丁目10番24号 | | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役会長兼CEO 竹井 博康 | | |
| (4) 事 業 内 容 | 投資銀行業 | | |
| (5) 資 本 金 | 4,282百万円(平成28年3月31日現在) | | |
| (6) 設 立 年 月 日 | 大正7年2月22日 | | |
| (7) 発 行 済 株 式 数 | 53,675,037株(平成28年3月31日現在) | | |
| (8) 決 算 期 | 3月 | | |
| (9) 従 業 員 数 | 20名(平成28年3月31日現在) | | |
| (10) 主 要 取 引 先 | 一般法人 | | |
| (11) 主 要 取 引 銀 行 | 三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行 | | |
| (12) 大株主及び持株比率 | 山崎光博4.24%、エルエムアイ株式会社4.19%、株式会社SBI証券1.79%(平成28年3月31日現在) | | |
| (13) 当事会社間の関係 | | | |
| 資 本 関 係 | 割当予定先は、平成28年1月31日現在、当社普通株式162,200株を保有する株主であります。 | | |
| 人 的 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。 | | |
| 取 引 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。 | | |
| 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。 | | |
| (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 | | | |
| 決算期 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 |
| 純 資 産 | 1,299 | 4,192 | 6,932 |
| 総 資 産 | 1,460 | 4,380 | 7,579 |
| 1株当たり純資産(円) | 53.44 | 90.39 | 142.19 |
| 売 上 高 | 891 | 3,810 | 8,315 |
| 営 業 利 益 | △321 | 602 | 2,122 |
| 経 常 利 益 | △330 | 603 | 1,862 |
| 当 期 純 利 益 | △735 | 522 | 1,809 |
| 1株当たり当期純利益(円) | △32.02 | 12.17 | 38.20 |
| 1株当たり配当金(円) | — | — | 5 |

※割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認するとともに、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により懸念する情報は無く、割当予定先及びその役員と暴力団等との関係があることを認めることはできませんでした。また、同社から出資申入れがなされた後に実施した同社及び同社の代表取締役と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台3-2-1）による調査結果も踏まえて、同社、同社の役員及び主要株主（主な出資者）が反社会勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社はこれまでの業績に加え、平成 28 年 2 月において当社株式の時価総額（月間平均時価総額及び月末時価総額）が 10 億円未満となり、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準（上場時価総額）による上場廃止にかかる猶予期間入りしている現状に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達に極めて厳しい状況にあります。この状況を勘案いたしますと、早期黒字化に向けた既存事業の建て直しと、新規事業等による業容拡大が必要不可欠であり、特に「2. 成長戦略推進に係る事業資金」に要する資金を機動的に調達できる手段として、本来であれば確実に資金調達ができる公募増資や銀行等の金融機関からの借入及び社債引受などによる資金調達とすべきであるものの、当社の現状からこれらの確実性が高い手法による資金調達には時間を要する上に、実現は難しい状況であると認識しております。

その上で、当社は、複数の投資家及び金融機関とこれらの確実性が高い手法による資金調達について協議をしたものの快諾は得られず、一方、この過程で、複数の投資家より第三者割当による新株予約権引受の内諾が得られました。

そこで当社は、現在、交渉が進行中で、早ければ平成 28 年 7 月にもクロージングが求められる見通しの M & A 案件数件並びに成長分野への新規参入におけるマーケティング費用に見込まれる費用、約 803 百万円の早期調達について複数の投資家と協議を進めた結果、本新株予約権を現在の当社の発行可能株式総数と発行済株式総数の差の範囲で発行することにより調達した資金、396 百万円の全額をこの M & A 等の費用の一部に充当し、不足額については、平成 28 年 7 月 25 日開催予定の当社臨時株主総会において、当社定款第 2 章第 5 条に定めた発行可能株式総数を、現在の 10,000,000 株から 24,000,000 株に変更する議案が承認されること及び平成 28 年 7 月 1 日までに、総株主の議決権数の 10% 以上の議決権を有する株主が、特定引受人に該当する割当予定先による第 7 回新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合には、当該臨時株主総会において第 7 回株予約権の発行に係る当社と当該特定引受人との間の総数引受契約の締結に関する議案が承認されることを条件に、第 7 回新株予約権を発行し、当該発行により調達した資金 406 百万円のうち 376 百万円を M & A 等の費用の一部に、30 百万円をマーケティング費用に充当する資金調達案について、O a k キャピタル株式会社との合意に至り、当該スキームによる資金調達が、当社の企業価値向上に最も資するものと判断し、当社の取締役会で審議の上、同社への第三者割当による本新株予約権並びに第 7 回新株予約権の発行を決定いたしました。

今回、当社が割当予定先とした O a k キャピタル株式会社は、当社が平成 25 年 12 月 24 日付で発行した第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権の割当先であり、かつ全額を確実に払い込んだ実績に加え、現在も良好な関係を保っており、同社は当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の現状を深く理解していただいております。

また、この度の割当予定先としての選定によって、同社から顧客や事業提携先の紹介、新規事業に向けた営業支援等が期待できると判断したことなどから、最終的に本日開催の取締役会において、同社を割当予定先といたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権について、当社と O a k キャピタル株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、平成 28 年 4 月 28 日に行った当社と同社の代表取締役との面談の中で、同社は、本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、本新株予約権の行使の状況により一時的に 50% 以上の議決権割合を保有する可能性があるものの、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能なかぎり市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。また、新株予約権の権利行使につきましても、当社株式の株価及び出来高並びに当社株式の売却動向等を勘案し、権利行使を進めていくとの表明を受けております。

なお、当社が本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先が平成 28 年 2 月 5 日に提出した平成 28 年 3 月期の第 3 四半期報告書に掲げられた四半期財務諸表並びに平成 28 年 5 月 12 日公表した平成 28 年 3 月期決算短信に掲げられた財務諸表から、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もありません。

(6) ロックアップについて

O a k キャピタル株式会社との間で締結予定の総数引受契約の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、O a k キャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行等(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券(※)の交付を含む。)またはこれに関する公表を行わない。

- i 払込期日から6か月間が経過した日またはO a k キャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間
- ii 払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日またはO a k キャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該iiの期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等またはこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

当社が上記に違反した場合には、O a k キャピタル株式会社からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

- i 当該違反時点においてO a k キャピタル株式会社が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の180%相当額にてO a k キャピタル株式会社から買い取る。
- ii 当該違反時点においてO a k キャピタル株式会社が保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にてO a k キャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の80%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をO a k キャピタル株式会社に対し支払う。

※「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利または義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権または強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行されまたは今後発行される新株予約権の行使に応じて発行または交付されるもの、並びに当社とO a k キャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行または交付されるものを除く。

(7) 先買権について

(1) 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行または交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、O a k キャピタル株式会社が保有する新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

- i 当社は、O a k キャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。
- ii O a k キャピタル株式会社は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。
- iii 当社は、本項ii号に従いO a k キャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。
- iv 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

(2) 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

- i スtock・オプション目的により、当社の役職員またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付(上記Stock・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。
- ii 開示書類に記載された既発行の第4回新株予約権の行使の場合において、当該行使または転換が開示書類に記載された条件から変更または修正されずに、当該条件に従って行われるとき。
- iii 上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

(3) 違反時の手続

当社が上記「(1)新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本記載事項はOakキャピタル株式会社との間で平成28年7月4日及び平成28年7月26日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

6. 大株主及び持株比率

(平成28年1月31日現在)

| 大株主の名称 | 持株比率 |
|-------------------|--------|
| 株式会社タカトリ | 13.46% |
| 奈良彰治 | 12.86% |
| Oakキャピタル株式会社 | 2.53% |
| エイシャント・ウェルフェア合同会社 | 2.15% |
| 楽天証券株式会社 | 2.03% |
| 氏原洋介 | 1.58% |
| 本間春雄 | 1.43% |
| 日本証券金融株式会社 | 1.35% |
| 伊藤正敏 | 1.33% |
| 奈良百合子 | 1.31% |

※割当予定先については、本件による株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能なかぎり市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

※当社は、株式会社タカトリが平成28年3月14日に近畿財務局へ提出した変更報告書No.15にて、平成28年3月7日における、同社が保有する当社株式数が240,700株、株券保有割合が3.77%となったことを確認しております。

7. 今後の見通し

今回の資金調達による平成28年7月期及び平成29年7月期の当社業績に与える影響については、今後精査していく予定であります。当社は、今回の資金調達により、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存の株主の皆様利益にもつながるものと考えております。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行による資金調達率は希薄化率が102.85%となり、25%以上であることから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に規定される「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認」のいずれかの手続を得る必要があることから、平成28年6月17日に当社の監査等委員である社外取締役2名（金田一喜代美氏、大山亨氏）に対して、今回の発行の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、発行決議日である平成28年6月17日に監査等委員である社外取締役の金田一喜代美、大山亨より、「今回予定している資金調達は、下記の通り将来的に大規模な新株発行を伴う可能性がある。すなわち、当社の総議決権数は、64,287個（平成28年6月17日現在）であり、第6回新株予約権の行使により発行される新規発行株式3,261,000株及び第7回新株予約権の行使により発行される新規発行株式3,350,600株を合わせた6,611,600株に係る議決権66,116個の当社総議決権数に占める割合が102.85%（全部行使後において総議決権数に占める割合が50.70%）となる。このように、今回の資金調達スキームは、大規模な株式価値の希薄化につながる可能性がある。

一方で、当社の現況は、数年間にわたる厳しい経済環境及び事業環境が続き、業績の低迷による連続赤字と財務内容の悪化により、経営状態は厳しい状況にあり、加えて、平成28年2月において当社株式の時価総額（月間平均時価総額及び月末時価総額）が10億円未満となり、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準（上場時価総額）による上場廃止にかかる猶予期間入りしている予断を許さない状況下にある。しかしながら、当社の既存業務である半導体検査装置事業においては、装置需要の集中するアジア圏の顧客に対してこれまでにまとまった装置売上を上げてきており、今後も顧客の技術的要求に応え検査の高速化等の機能向上に向け研究開発を継続することにより、追加受注を獲得できることが予想される状況であること、及び当社においては新たな収益の柱を構築するための成長戦略として事業の多角化を行うことが喫緊の課題であることも理解できる。

その上で当社の財政状態に鑑みると現状の手元資金では、上記の既存業務の研究開発等に係る必要資金については確保されているものの、成長戦略に基づいた新規事業展開のために現在交渉中であるM&A等を行う必要資金としては資金的に十分といえず、資金調達の必要性に迫られていることは十分理解できるところであり、更に、M&A等については、現在、複数の候補先企業との交渉が進んでおり、その中には平成28年7月にもクロージングが求められる見通しの重要な案件が含まれており、資金調達の緊急性は高いと考え、下記の通り判断する。」旨の意見を得ております。

- ① 本資金調達スキームを選択するに当たって、取締役会及び取締役間において、当社の業績及び上場廃止にかかる猶予期間入りしている現状を踏まえ、公募増資や金融機関からの借入、社債引受等と比較検討した結果、これら比較的に確実性が高い手法による資金調達には時間を要する上に、借入等についても複数の金融機関と交渉したが難しい状況であると判断した上で決定しており、緊急性の高い資金使途に応えることを前提にして十分な検討と適切な手続きが取られ、調達方法には相当性があること。
- ② 本来ならば、臨時株主総会を招集して、株主にその信を問うのが原則であると考えますが、当該手続きにかかる期間に鑑みると第三者による意見の入手により行わざるを得ない状況であること。
- ③ 本第6回新株予約権及び本第7回新株予約権の発行価額は、信頼のおける第三者機関が算定した結果に基づき、当該評価額と同額で決定していること、及び行使価額については取締役会決議日の直前取引日における終値と同額で決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であること、並びにその他発行条件、算定方法について不合理な点はなく適正であると認められることから、有利発行には該当しないと考えられること。
- ④ その他予定されている発行手続きは、適正であると認められること。
- ⑤ 本第6回新株予約権及び本第7回新株予約権を引受ける投資家の属性は適切であり、また、反社会的勢力との関係もないことが確認されていること。
- ⑥ 業績不振が続く中で、役員報酬のカットや人員削減、その他の経費の節減を継続して行っており、経営合理化と責任の所在の明確化等の施策を行い、会社の存続と業績回復に全社を挙げて取り組んでいること。
- ⑦ 資金調達の必要性については、経営の安定化と企業価値の向上を実現するための資金使途によるものであり、正にその理由が明確であること（新規事業展開を通じた収益機会の拡大及び財務内容の改善等）。
- ⑧ 当社の今後の成長戦略を推進するための資金使途に照らして資金調達の必要性があること、本第7回新株予約権の発行条件は資金使途に照らして相当であって第三者機関の評価結果を踏まえて特に有利な条件での発行に該当していないこと、Oakキャピタル株式会社の投資実績、当社の事業モデル等に対

する理解と当社との関係及びその保有方針にから同社は割当予定先として相当であること、その他法令上必要な手続が行われていることを踏まえて、会社法第244条の2第1項に規定する特定引受人に該当するOakキャピタル株式会社に対する本第7回新株予約権の割当て及び同社との総数引受契約の締結は、適法かつ相当であること。

以上の検討及び対応策並びに経営者から一定程度の独立した者による意見内容を踏まえ、当社取締役会は第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行を決議いたしました。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（非連結）

| | 平成25年7月期 | 平成26年7月期 | 平成27年7月期 |
|------------|-------------|----------|----------|
| 売上高 | 135百万円 | 402百万円 | 313百万円 |
| 営業利益 | △387百万円 | △217百万円 | △212百万円 |
| 経常利益 | △384百万円 | △212百万円 | △200百万円 |
| 当期純利益 | △385百万円 | △214百万円 | △201百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | (注) △78.27円 | △41.45円 | △33.07円 |
| 1株当たり配当金 | — | — | — |
| 1株当たり純資産 | (注) 131.20円 | 111.12円 | 115.31円 |

(注) 平成26年2月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり純資産及び1株当たり当期純損失は、当該株式分割が平成25年7月期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年6月17日現在）

| | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------------|------------|--------------|
| 発行済株式数 | 6,429,400株 | 100% |
| 現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | 23,000株 | 0.36% |
| 下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | —株 | — |
| 上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数 | —株 | — |

(注) 上記潜在株式数は当社役職員向けのストックオプションの数値であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

| | 平成25年7月期 | 平成26年7月期 | 平成27年7月期 |
|----|----------|----------|----------|
| 始値 | 18,500円 | 19,030円 | 321円 |
| 高値 | 34,900円 | 54,000円 | 872円 |
| 安値 | 22,690円 | 253円 | 236円 |
| 終値 | 20,000円 | 325円 | 269円 |

(注) 当社は、平成26年2月1日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。

② 最近6か月間の状況

| | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
|----|------|------|------|------|------|------|
| 始値 | 216円 | 188円 | 158円 | 121円 | 139円 | 134円 |
| 高値 | 233円 | 205円 | 194円 | 167円 | 160円 | 147円 |
| 安値 | 160円 | 126円 | 111円 | 118円 | 121円 | 130円 |
| 終値 | 190円 | 158円 | 123円 | 142円 | 135円 | 136円 |

③ 発行決議日前営業日における株価

| 平成 28 年 6 月 16 日 | |
|------------------|-------|
| 始 値 | 119 円 |
| 高 値 | 125 円 |
| 安 値 | 115 円 |
| 終 値 | 121 円 |

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の発行

①第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債の発行

| | |
|--------------------|--|
| 払 込 期 日 | 平成 25 年 12 月 24 日 |
| 資 金 調 達 の 額 | 100,000,000 円 (差引手取概算額 98,025,000 円) |
| 転 換 価 額 | 1 株当たり 34,700 円 |
| 発 行 価 額 | 各本社債の発行価額は 10,000,000 円 (額面 100 円につき金 100 円) 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償 |
| 募集時における 発行済株式数 | 49,274 株 |
| 割 当 先 | O a k キャピタル株式会社 |
| 当該発行による 潜在株式数 | 2,881 株 |
| 現時点における 転換状況 | 転換済株式数 (行使済株式数) : 288,000 株 (注) |
| 現時点における 潜在株式数 | 0 株 |
| 発行時における 当初の資金用途 | ① 検査装置事業に関わる研究開発及び運転資金 i 研究開発資金 ii 製品仕入資金の一部 iii マーケティング費用 ② 新規事業に係る展開資金 i 医療関連分野、エコロジー関連分野等に係わる調査及び研究開発費 ii マーケティング費用 |
| 発行時における 支出予定時期 | 平成 25 年 12 月～平成 26 年 7 月 |
| 現時点における 充 当 状 況 | 当初の計画に従い充当済であります。 |

(注) 平成 26 年 2 月 1 日を効力発生日とする普通株式 1 株につき 100 株の割合による株式分割後の転換済み株式数を記載しております。

② 第三者割当による第5回新株予約権の発行

| | |
|----------------------------------|--|
| 割 当 日 | 平成25年12月24日 |
| 発行新株予約権数 | 607個 |
| 発行価額 | 3,379,169円(新株予約権1個当たり5,567円) |
| 発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額) | 403,999,169円(差引手取概算額 400,974,169円) (内訳) 新株予約権発行分 3,379,169円 新株予約権行使分 400,620,000円 |
| 募集時における 発行済株式数 | 49,274株 |
| 割 当 先 | O a kキャピタル株式会社 |
| 当該募集による 潜在株式数 | 潜在株式数:12,140株 |
| 現時点における 行使状況 | 行使済株式数:1,214,000株(注) |
| 現時点における 潜在株式数 | 0株 |
| 発行時における 当初の資金用途 | ① 検査装置事業に関わる研究開発及び運転資金 i 研究開発資金 ii 製品仕入資金の一部 iii マーケティング費用 ② 新規事業に係る展開資金 i 医療関連分野、エコロジー関連分野等に係わる調査及び研究開発費 ii マーケティング費用 |
| 発行時における 支出予定時期 | 平成25年12月～平成26年7月 |
| 現時点における 充当状況 | 当初の計画に従い充当済であります。 |

(注) 平成26年2月1日を効力発生日とする普通株式1株につき100株の割合による株式分割後の行使済み株式数を記載しております。

(別紙1)

ウインテスト株式会社
第6回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 ウインテスト株式会社第6回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金5,184,990円
3. 申込期日 平成28年7月4日
4. 割当日及び払込期日 平成28年7月4日
5. 募集の方法及び割当予定先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は3,261,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。ただし、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 32,610個
 8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金159円
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金121円とする。ただし、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての

場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間
平成 28 年 7 月 4 日（本新株予約権の払込み完了以降）かから平成 30 年 7 月 3 日までとする。ただし、第 13 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由
本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（本要項第 9 項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が第 10 項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）の 180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 159 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
14. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
18. 行使請求受付場所
ウインテスト株式会社 経営企画室
19. 払込取扱場所
株式会社横浜銀行 関内支店
20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
 - ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第 16 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

(別紙2)

ウインテスト株式会社
第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 ウインテスト株式会社第7回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 5,260,442 円
3. 申込期日 平成 28 年 7 月 26 日
4. 割当日及び払込期日 平成 28 年 7 月 26 日
5. 募集の方法及び割当予定先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を Oak キャピタル株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 3,350,600 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。ただし、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 33,506 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 157 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた 1 円未満の端数は切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額 (以下、「行使価額」という。) は、金 121 円とする。ただし、行使価額は第 10 項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下、「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を含む。) (ただし、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、

株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日

その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間
平成 28 年 7 月 26 日（本新株予約権の払込み完了以降）かから平成 30 年 7 月 25 日までとする。ただし、第 13 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由
本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（本要項第 9 項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が第 10 項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）の 180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 157 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
14. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
18. 行使請求受付場所
ウインテスト株式会社 経営企画室
19. 払込取扱場所
株式会社横浜銀行 関内支店
20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
 - ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

- ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④新株予約権を行使することのできる期間
第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第16項に準じて決定する。
- ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- ⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
第12項及び第13項に準じて決定する。
- ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、平成28年7月25日開催予定の当社臨時株主総会において、当社定款第2章第5条に定めた発行可能株式総数を、現在の10,000,000株から24,000,000株に変更する議案が承認されること、金融商品取引法による届出の効力が発生すること及び平成28年7月1日までに、総株主の議決権数の10%以上の議決権を有する株主が、特定引受人（会社法244条の2第1項に規定する特定引受人をいう。以下同じ。）に該当する割当予定先による当該新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知（以下「反対株主」という。）した場合には、当該臨時株主総会において当該新株予約権の発行に係る当社と当該特定引受人との間の同法244条1項に定める当該新株予約権の総数の引受けを行う契約（以下、「総数引受契約」という。）の締結に関する議案が承認されることを条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

高度な検査技術、画像処理技術、センサー技術、データ解析技術を応用し、ロボット、電気自動車（EV）、IoTなど、市場拡大が見込める成長分野へ新規参入する。

成長戦略実現に向けて
M & A ・ 資本業務提携を
積極的に活用

現状



M & A、資本・業務提携を活用し、成長戦略を加速

ロボット

産学共同による人力補助ロボットを開発、介護・福祉・医療などの分野に展開。AI（人工知能）やセンサー技術を活用、自立思考制御運搬ロボット開発を計画。

電気自動車

電子回路技術を活かし、VCU¹やBMS²等の電気自動車の主要部品を開発販売、国内及びアジア市場で展開。アジア市場でGPSを利用した遠隔操作サービスを計画。

IoT

センサー技術とデータ処理技術を活かし太陽光パネル遠隔監視サービスを提供。蓄積されるビッグデータをAIで分析し、コンサルティングサービスを計画。

検査技術、画像処理技術、センサー技術、データ解析技術

*1 Vehicle Control Unit/車体制御ユニット

*2 Battery Management System/バッテリー制御装置

高度な検査技術、画像処理技術、高精度センサー技術、データ解析技術を応用し、ロボット、電気自動車（EV）、IoTなど、市場拡大が見込める成長分野へ新規参入する。成長戦略を推進するため、シナジーが高い事業会社のM&A、資本・業務提携等を積極的に活用する。

【新株予約権】

| 具体的な使途 | 金額 | 支出予定時期 |
|------------------------|--------|-----------------|
| 成長戦略推進に係る事業資金 | | |
| ① M&A等の資金（第6回新株予約権） | 396百万円 | 平成28年7月～平成30年7月 |
| ① M&A等の資金（第7回新株予約権） | 376百万円 | 平成28年8月～平成30年7月 |
| ② マーケティング費用等（第7回新株予約権） | 30百万円 | 平成28年8月～平成30年7月 |
| 合計 | 803百万円 | |

- 成長戦略実現に向けて、シナジーの高い事業会社のM&Aや資本業務提携に772百万円を充てることにより、ロボット分野、電気自動車分野、IoT分野の成長分野への新規参入を図る。
- 新規事業を展開するため、マーケティング及び販売促進等の活動に30百万円を充当する。